人事異動

法　務　省

○官吏死亡

大阪地方検察庁堺支部検事伊藤まとかは、四月五日死亡

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、東ティモール国大統領ジョゼ・マリア・デ・ヴァスコンセロス閣下の大統領就任につき、五月二十日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、五月二十二日イエメン国の国祭日につき、同月二十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

平成24年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、平成24年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）について、次のとおり告知する。

平成24年5月23日　最高裁判所

第１　試験の名称　平成24年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）

第２　対象官職　裁判所事務官の官職（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）に規定する標準的な官職が裁判所事務官である職制上の段階に属する官職をいう。）のうち、主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職

第３　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の１級５号俸の俸給が支給される。このほか、一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格

１　次に掲げる者

⑴　平成24年４月１日において高等学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していない者及び平成25年３月31日までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みがある者

⑵　最高裁判所が⑴に掲げる者に準ずると認める者

２　欠格事由　１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条に該当する者

第５　試験の種目並びに出題分野及び内容等

１　第１次試験　基礎能力試験及び作文試験とする。

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法

ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

イ　作文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。

なお、作文試験の評定結果は、第１次試験の合格者決定には反映させず、最終合格者の決定の際に、他の試験の成績と総合する。

⑶　試験期日　平成24年９月16日（日）

⑷　試験地　次の表の「受験者の区分」に掲げる受験者に応じ、「試験地」に定める地とする。

受験者の区分	試験地
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都　横浜市 さいたま市　千葉市　水戸市　宇都宮市　前橋市　静岡市　甲府市　長野市　新潟市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市　京都市 神戸市　奈良市 大津市　和歌山市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市　津市 岐阜市　福井市 金沢市　富山市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市　山口市 岡山市　鳥取市 松江市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市　佐賀市 長崎市　大分市 熊本市　鹿児島市 宮崎市　那覇市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市　福島市 山形市　盛岡市 秋田市　青森市
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市　函館市 旭川市　釧路市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市　徳島市 高知市　松山市

⑸　第１次試験合格者発表　平成24年10月11日（木）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

２　第２次試験

⑴　対象者　第１次試験の合格者

⑵　方法　人物試験　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日　平成24年10月16日（火）から同月29日（月）までの間で、第１次試験合格者に送付する第２次試験人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地　第１次試験の試験地に同じ。

なお、受験者は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。

３　最終合格者発表　平成24年11月16日（金）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、高等裁判所の管轄区域ごとに作成し、最終合格者を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。

第７　受験申込手続

１　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で平成24年５月25日（金）から交付する。

なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「一般職試験（高卒者試験）受験案内請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

２　受験申込先　第１次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所

３　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、本人の写真（申込前３箇月以内に、脱帽、正面向き、上半身を撮影したもので、縦４センチメートル、横３センチメートルのもの）１枚を貼付して、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「高卒者試験受験」と朱書する。

４　申込受付期間　平成24年７月17日（火）から同月26日（木）まで

なお、平成24年７月26日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

５　受験申込受理後の試験地の変更禁止　受験申込みが受理された後は、申込時に選択した試験地の変更は、認めない。

第８　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、受験申込先に行うこと。

２　試験の詳細については、別に作成する受験案内（高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で平成24年５月25日（金）から交付）を参照のこと。